

令和 7 年 5 月 30 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
(うち石油給湯機 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11 件
(うち携帯電話機(スマートフォン) 1 件、
装飾用電灯器具(LEDイルミネーションライト) 1 件、
スピーカー(充電式) 1 件、照明器具 1 件、靴(スニーカー) 1 件、
電子レンジ 1 件、食器洗い乾燥機(ビルトイン式) 1 件、
リチウム蓄電池 1 件、水素吸入器 1 件、延長コード 1 件、
リチウム電池内蔵充電器 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202500160	令和7年5月15日	令和7年5月26日	石油給湯機	UIB-3300TXA(MS)	株式会社コロナ	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500157	令和6年10月12日	令和7年5月26日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を机の上に置いていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和7年2月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月16日
A202500158	令和6年11月20日	令和7年5月26日	装飾用電灯器具(LEDイルミネーションライト)	火災	公共施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500159	令和7年3月26日	令和7年5月26日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	令和7年5月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月13日
A202500161	令和7年5月12日	令和7年5月26日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	製造から30年以上経過した製品
A202500162	令和7年5月1日	令和7年5月26日	靴(スニーカー)	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、足首を捻って左足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202500163	令和7年5月13日	令和7年5月27日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500164	令和7年5月3日	令和7年5月27日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202500165	令和7年5月13日	令和7年5月27日	リチウム蓄電池	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和7年5月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500166	令和6年9月30日	令和7年5月28日	水素吸入器	重傷1名	当該製品を使用中、体調を崩して救急搬送され、負傷が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500167	令和7年4月24日	令和7年5月28日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和7年5月16日に公表した電気掃除機(充電式、スティック型)に関する事故(A202500117)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月21日
A202500168	令和6年12月17日	令和7年5月28日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品に他社製の充電器及びUSBケーブルを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和7年1月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月26日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし